

# 利用料金額

(令和2年4月1日より改訂)

1. 生活費 44,500円
2. サービスの提供に要する費用 10,000~76,700円
3. 居住に要する費用 23,000円
4. 冬期加算 1,960円(11月~3月の期間)

## 事務費の所得階層別負担額表

階層	対象収入額	事務費
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001~1,600,000	13,000
3	1,600,001~1,700,000	16,000
4	1,700,001~1,800,000	19,000
5	1,800,001~1,900,000	22,000
6	1,900,001~2,000,000	25,000
7	2,000,001~2,100,000	30,000
8	2,100,001~2,200,000	35,000
9	2,200,001~2,300,000	40,000
10	2,300,001~2,400,000	45,000
11	2,400,001~2,500,000	50,000
12	2,500,001~2,600,000	57,000
13	2,600,001~2,700,000	64,000
14	2,700,001~2,800,000	71,000
15	2,800,001円以上	76,700

注 対象収入とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

※ この他に居室で使用した水道料が加算されます。  
居室に設置した電話機の電話料金及び電気料は各自精算していただきます。



## 社会福祉法人 柳育福社会

<http://www.ryuuiukukai.com/kanenonaruoka/index.html>

ケアハウス所在地  
福岡県八女郡広川町大字六田348番地1

TEL:0943-23-5001  
FAX:0943-23-5088

### 関連施設

- ・柳 病院
- ・八女リハビリ病院
- ・介護老人保健施設 グリーンユ-希望ヶ丘
- ・デイサービスセンター 長峰の丘
- ・新やなぎ在宅支援センター
- ・フィットネス イースト
- ・新やなぎ健診クリニック

軽費老人ホーム(ケアハウス)

# 鐘の鳴る丘



社会福祉法人

# 柳育福社会

## ケアハウスとは

平成12年2月に改正された社会福祉法において軽費老人ホームの一形態として位置づけられている公的な社会福祉施設で、「低額な料金を家庭環境、住宅事情などの理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、日常生活に必要な便宜を供与し、もって老人が健康で明るい生活を送れるようにすることを目的とすること」とされています。

軽費老人ホームは民間の高齢者アパートと異なり老人福祉法に基づき公的な補助金を受けて運営されるので安心して入居いただけます。

入居に際して軽費老人ホームの場合、他の社会福祉施設のように介護保険の要介護認定は必要ありません、利用者の方と施設との契約によって入居が決まります。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設などのように全面的な介護や面倒を見るなどのサービスは提供しませんが、社会生活の延長線として基本的に個室の提供・朝昼夕の食事の提供・入浴の提供を行います。このようなサービスを基に高齢者の基本的な人権を守り社会参加活動が出来自立した楽しい生活が送れるよう支援します。

## 入居できる方

- 原則として60歳以上の方
- 自炊が出来ない程度の身体機能の低下等が認められる方
- 高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難な方
- 自立した生活が営め、一定の集団生活が出来の方
- 所定の利用料が納入可能な方

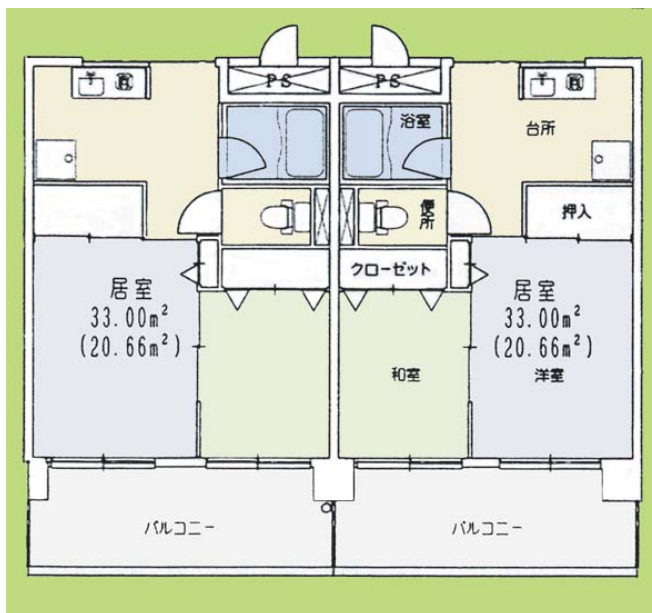


## 居室の広さやつくり

社会福祉法において建物面積は、原則として入所定員1人当たり39.6平方メートル以上とすること。また、居室は、原則として個室とし、1居室の面積は、21.6平方メートル（収納スペース、洗面所及び便所等を除いた有効面積は14.85平方メートル）以上とすること。と定められており、当軽費老人ホームの場合社会福祉法の基準よりかなり広めでゆとりのあるつくりになっています。

居室には、洗面所、洋式トイレ、収納スペース及び電磁調理器を完備した簡易調理設備が設けられています。浴室も全ての居室に設置し、見晴らしのよい大浴室を利用するか居室で誰にも気兼ねせず入浴するか選択することが出来ます。

建物は、バリアフリー構造はもちろん消防法や福岡県福祉のまちづくり条例に従い安全で快適な生活が送れるように配慮されています。



## 全室に浴室を完備

## 利用料

利用者が負担する利用料は、

1. 生活費（厚生労働省が定める金額）
  2. サービスの提供に要する費用（厚生労働省が定める所得階層区分により算出した金額）
  3. 居住に要する費用（家賃に相当する費用、借入金の償還のための経費で施設によって異なります）
- 上記の合計額に冬季加算及び水道代・電話代等の個人負担分を加算した金額になります。

**※ 鐘の鳴る丘の入居に際して入居一時金はありません。**  
金額の詳細は、裏の利用料金額を見てください。

## その他

○ 病気をしたり身体機能が低下したときは？

軽費老人ホーム鐘の鳴る丘は、医療法人柳育会と密接に連携しており、病気などに充分に対応できる体制を整えています、また身体機能の低下により介護が必要になった場合は、介護保険制度の要介護認定を受けていただき、入居したまま必要に応じてヘルパー・訪問看護・デイサービスなどのサービスをご利用いただけます。

○ 高血圧などの治療食をお願いしたいのだが？

関連組織に管理栄養士がいますので、栄養士の指導のもと健康に配慮した食事を提供します。

○ 買物や地域の行事に外出したいのですが？

原則的に外出は公共交通機関をご利用して頂くこととなりますが、必要に応じて職員等が外出の支援を行います。

○ 住民票はどのようにすればいいのですか？

行政の指導もあり、また利便性の面からも原則的にはケアハウス所在地に移動していただきますが、強制ではありません。